平成２５年（フ）第５号
愛媛県松山市別府町180番地１　池田マンション303号
債務者　二宮美智子
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６号
愛媛県松山市中村２丁目６番39号
債務者　杉本　　浩
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０号
愛媛県松山市安城寺町1577番地
債務者　荒木　清久
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６７号
佐賀県杵島郡江北町大字上小田2396番地２
債務者　伊藤　勝敏
１　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１号
佐賀県伊万里市瀬戸町2684番地１
債務者　吉田　正己
１　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１２号
宮崎市清水２丁目７番14号　コーポトヨ202号
債務者　宅間　千賀（旧姓佐藤・田口）
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２０号
鹿児島県霧島市溝辺町崎森3392番地４
債務者　吉満　耕一
１　決定年月日時　平成25年２月１日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
鹿児島県霧島市溝辺町崎森3392番地４
債務者　吉満　昌二
１　決定年月日時　平成25年２月１日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
宮城県栗原市若柳字川北片町22番地４
債務者　清川千十六
１　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
茨城県稲敷市柴崎8409番地　池澤住宅北棟、前住所千葉県佐倉市上志津1138番地６　マインドムＣ棟105
債務者　菅原　順子
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２１号
茨城県牛久市田宮２丁目40番地７　キャッスルタルイ弐番館106
債務者　鈴木　弘子（旧姓西本）
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第２号
茨城県牛久市さくら台１丁目44番地12
債務者　五頭　一枝
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第３号
茨城県牛久市牛久町958番地２　ナチューレ牛久Ｂ棟201
債務者　須貝久美子
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
長野市稲里町田牧768番地８
債務者　庄司　利幸
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２号
京都府京丹後市峰山町杉谷969番地の１
債務者　松本　剛直
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第３号
京都府京丹後市峰山町杉谷969番地の１
債務者　松本　梅子
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第７９７号
兵庫県西宮市今津曙町１番19号
債務者　松本せつ子
１　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係